

伊 勢 市 公 報

第 259 号
平成 28 年 8 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	2
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	4
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	5
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	6
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	7
○ 伊勢都市計画学校の変更に係る案の縦覧について	8
○ 公聴会の開催について	10
○ 犬の抑留について	12
○ 負傷動物の収容について	13
○ 公示送達	14

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第57号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成17年伊勢市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 6 4月から6月までの助産の実施又は母子保護の実施に係る費用の徴収については、この表中「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」と、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」と読み替えるものとする。
- 7 助産の実施に係る妊産婦及び母子保護の実施に係る法第23条第1項に規定する監護すべき児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子に該当する場合にあっては、市町村民税の額は、当該者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、同法第314条の2第1項第8号及び第3項の規定の例により、所得税の額は、当該者を所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦とみなし、所得税法第81条及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により、算定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 52 号

平成 28 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 8 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

縦 覧 場 所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、伊勢市御菌総合支所 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（土）から同月 7 日（火）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選挙管理委員会告示第 53 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 8 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

縦覧場所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、伊勢市御菌総合支所 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 9 月 3 日 (土) から同月 7 日 (火) までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 28 年 8 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
352	株式会社 アクアラ イン	広島県広島市中区 八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 6F	平成 28 年 7 月 28 日

伊勢市公告第 73 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第74号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成28年8月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画学校の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
二見総合支所生活福祉課
小俣総合支所生活福祉課
御園総合支所生活福祉課
伊勢市立伊勢図書館
- 4 縦覧期間
自 平成28年8月1日（月）
至 平成28年8月15日（月）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 75 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

平成 28 年 8 月 29 日（月）午後 7 時から

伊勢市役所 東庁舎 4 階 4－3 研修室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画第一種市街地再開発事業の決定素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画第一種市街地再開発事業の決定素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

平成 28 年 8 月 15 日（月）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御菌総合支所生活福祉課及び伊勢市立伊勢図書館

10 都市計画の素案の縦覧期間

自 平成 28 年 8 月 1 日（月）

至 平成 28 年 8 月 15 日（月）

11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成 17 年伊勢市規則第 135 号）の規定によります。

12 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 76 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町溝口	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 28 年 8 月 1 日

3 抑留期限 平成 28 年 8 月 15 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 77 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 28 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一之木 2 丁目	猫	雑種	灰白	雄	大	91 日 以上	去勢済み

2 収容した日 平成 28 年 8 月 9 日

3 収容期限 平成 28 年 8 月 15 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 78 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略